



「産業廃棄物税のあり方について」 御意見募集します！

宮城県環境生活部循環型社会推進課
平成26年7月9日

県では、循環を基調とする社会経済システムの構築を目指し、平成17年4月1日に産業廃棄物税を導入いたしました。産業廃棄物税の課税期間は、平成27年3月31日までとなっておりますが、持続可能な循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正処理対策等を推進していくための貴重な財源として産業廃棄物税の継続を検討しております。

つきましては、これまでの検討案を公表しますので、御意見を募集いたします。

◎公表する場所

県庁循環型社会推進課、県庁県政情報センター（地下1階）、各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く）及び当課のホームページ

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/boshu.html>)、でも閲覧できます。

◎意見募集期間

平成26年7月9日から平成26年9月30日まで

郵便の場合は当日の消印有効です。

◎意見の提出方法

- ・郵送、ファクシミリ、電子メールによりお願いします。（日本語に限ります）
 - ・意見提出の様式は自由ですが、いずれの方法の場合でも件名（「産業廃棄物税のあり方について」に対する意見）、住所、氏名（団体・企業の場合は、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を必ず記載してください。
- ※住所、氏名、電話番号は公表しません。

◎意見の提出及び問い合わせ先

- ・宮城県環境生活部循環型社会推進課リサイクル推進班
- ・郵送の場合
〒980-8570 宮城県環境生活部循環型社会推進課リサイクル推進班
※郵便番号「980-8570」を使うと、県庁の住所の記載を省略できます。
- ・ファクシミリの場合
FAX 022-211-2390
- ・電子メールの場合 ※ファイルを添付する場合は、テキストファイルでお願いします。
junkanr@pref.miyagi.jp
- ・電話番号 022-211-2649（電話による意見提出はできません。）

◎今後の予定

皆さんからいただいた意見とそれに対する県の考え方につきましては、10月頃に当課ホームページと案の閲覧場所において公表する予定です。

また、各方面からいただいた意見を含めて検討し、宮城県環境審議会の答申結果をいただいた上で、平成26年11月県議会に条例案を提出したいと考えています。

なお、皆さんからいただいた意見に対する県の考え方については、皆さん個人々に返信することはありません。